

総務委員会資料

1 平成31年第1回定例会提出予定議案の説明

- (4) 議案第9号 川崎市競輪場使用条例の一部を改正する条例の制定について

資 料 新旧対照表

経 済 労 働 局

平成31年2月6日

川崎市競輪場使用条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市競輪場使用条例 昭和27年9月22日条例第34号 (使用料)</p> <p>第4条 前条の規定により許可を得て競輪を開催した市(県)は、開催の都度使用料として車券総売上額の100分の4以内において市長が定める額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を川崎市に納入しなければならない。</p>	<p>○川崎市競輪場使用条例 昭和27年9月22日条例第34号 (使用料)</p> <p>第4条 前条の規定により許可を得て競輪を開催した市(県)は、開催の都度使用料として車券総売上額の100分の4以内において市長が定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を川崎市に納入しなければならない。</p>